

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	労災就学援護経費		担当部局庁	労働基準局労災補償部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和45年度		担当課室	労災管理課		木原 亜紀生		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定		政策・施策名	Ⅲ 3 2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号		関係する計画、通知等	労災就学援護費の支給について(昭和45年10月27日基発第774号)、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日基発第774号)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者の遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	業務災害又は通勤災害によって亡くなられた方のご遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた方で、その子供等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給するもの。 ①小学生・・・12,000円(一人月額) ②中学生・・・16,000円(一人月額) ③高校生等・・・16,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学する者にあつては、30,000円)(一人月額)							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	2,811	2,826	2,897	2,945	2,910	
	執行額	2,652	2,779	2,859				
	執行率(%)	94.3%	98.3%	98.7%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)
	申請から支給決定までに要する期間を1ヵ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	成果実績	%	—	83.9%	80.2%	80%	
		達成度	%	—	100%	100%		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	活動実績(当初見込み)	人	10,666	11,175	11,026	—	
				(—)	(—)	—	(11,160)	
単位当たりコスト	— (円/)		算出根拠	被災労働者の遺族等からの請求に基づき支給する援護経費であり、単位当たりコストの算出はなじまない。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	労災就学等援護費	2,940	2,905	給付見込みの減による減				
	事務費	5	5					
	計	2,945	2,910					

事業所管部局による点検					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	業務上の事由又は通勤による死亡労働者の遺族や重度障害者の子弟の中には、進学をあきらめ、学業を途中で法規せざるを得ないものが少なくないことから、これらの者の就学を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	業務上の事由又は通勤による死亡労働者の遺族や重度障害者の子弟の中には、進学をあきらめ、学業を途中で法規せざるを得ないものが少なくないことから、これらの者の就学を援護するため本事業が設けられているものであるため、広くニーズがあり優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は、労災による被災者及びその遺家族援護のための事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、支給対象者から申請があった際に、審査し、支給する事業であることから、労災就学等援護費は最低限必要な費目・使途である。また、事務費として、調査経費、申請書等の事務経費があるが、当然に必要な経費である。		
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めるために、実行性の高い手段となっていると考えられる。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	—	就学援護金	人事院		
—	就学援護金	総務省			
点検結果	<p>労災就学援護費については、各点検項目の評価のとおり適正に実施されているところであり、被災労働者の子弟が被災労働者の死亡や災害が原因となって学業を途中で放棄したり、あるいは進学を断念したりすることのないよう経済的な側面から就学の援護を図るために支給しているものであり、労災保険法における社会復帰促進等事業として、国が当該給付を行う義務を負うものである。</p> <p>また、支給額についても、国共済等との均衡等を考慮して定められており、本事業の支給額のみを変更することは、官民格差を生じさせるため、適当ではない。</p> <p>当該経費については、平成23年度及び平成24年度においては成果目標を達成しているところであり、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
事業内容の変更執行実績に比べて予算が過大に計上されていないかという観点から、執行実績を踏まえ、予算を縮減すべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	執行実績を踏まえ支給見込額を見直したことによる削減				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	660-13	平成23年	0987	平成24年	0832

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
2,859百万円
(平成24年度執行額)



〔 労災就学援護費 〕

A.被災労働者の遺
家族

〔 労災就学援護費の請求 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.被災労働者の遺家族			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
労災就学等援護費	労災就学援護費の支給	2,859			
計		2,859	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	被災労働者の遺家族	労災就学援護費	2,859		